

陳情第 2 号

川崎市教育長殿

教育委員会会議規則（昭和 59 年 9 月 29 日教委規則第 6 号）第 16 条 1 項並びに川崎市教育委員会請願等取扱要綱（平成 28 年 7 月 28 日教育次長決裁 28 川教庶第 530 号）第 2 条の規定に基づき、川崎市教育委員会に対して、以下の陳情を行うものである。

提出年月日：平成 29 年 10 月 27 日

陳情の件名：「登下校メール配信システム」の導入について

陳情の趣旨及び理由：平成 13 年に大阪府池田市で発生した小学校での殺傷事件を契機に児童の安全確保に関しては格段の注意が払われるようになってきているが、近年の児童を取り巻く環境はより一層厳しさを増している。児童を川崎市立小学校に通わせる保護者も児童の安全確保に関しては格段の注意を払っており、登下校中の児童の安全確保方策を日々模索していることと想像するものである。

近年の ICT 技術の進展により、児童に小型の発信器を携帯させ、校門に設置されたアンテナを通過するだけで、保護者に児童が校門を通過した旨の電子メールを配信するシステム及びそのシステムを利用するサービスが民間企業の主体により提供されてきている。

川崎市内では、新城小学校、宮内小学校、平間小学校、西丸子小学校、片平小学校、東柿生小学校、王禅寺中央小学校、柿生小学校、南河原小学校、古川小学校、東小倉小学校、古市場小学校、日吉小学校など（以下、「川崎市内の新城小学校等」という。）で児童の登下校の情報が保護者に提供されるようになっている。

このような児童に小型の発信器を携帯させ、校門に設置されたアンテナを通過するだけで、保護者に児童が校門を通過した旨の電子メールを配信するシステム（以下、「当該システム」という。）が、川崎市内の小学校に導入されれば、冬季の場合、幼い児童の場合、学校までの通学距離が比較的長い場合など、登下校中の児童の安全を心配している保護者にとって、多大な安心感が得られると考えられる。

これらのこと踏まえ以下の陳情を行うものである。

川崎市内の新城小学校等が導入している、当該システムについて、川崎市教育委員会が主体となって、川崎市内の新城小学校等以外の小学校にも導入して欲しい。

当該システムに備えて欲しい機能、性能などの諸元、仕様は以下の通りである

が、川崎市契約規則などを初めとした、調達、契約、会計に関する法令、条例、規則などの規定に基づく制約がある場合には、それらの規定を遵守するかたちで、適宜、諸元、仕様を修正されたい。

1. 児童にランドセルに入る大きさの軽量かつ小型の発信器を持たせること。
2. 校門に児童が携帯する小型の発信器から発信される電波を検出するアンテナや受信機を設置すること。
3. 登校時及び下校時に、児童が校門を通過したことを知らせる電子メールを児童の保護者に対して電子メールで送信すること。
4. 保護者のメールアドレスは複数のものが登録可能なものであること。
5. 希望する保護者のみが利用可能であり、当該システムを利用しない保護者及び児童については利用料金を徴収しないものであること。
6. 発信器の電池の寿命は6年以上であること。
7. 当該システムの利用は、児童の保護者と当該システムを提供する主体との間で直接契約により可能であること。
8. 当該システムの最大利用者数は、導入される小学校の全校児童数以上であること。
9. 発信器には、抽象化された登録者情報、通過場所、通過時間のみが記録されているものとし、利用者の個人情報は記録しないものであること。
10. 発信器は防滴仕様であること。
11. 発信器から出力される電波は、ペースメーカーなどの医療機器の動作に影響を与えないものであること。
12. 校門に設置するアンテナや受信機は、いたずら防止のため、部外者が容易に認識できないものであり、かつ、高所に設置するなどの対策が施されること。
13. 当該システムはAC100Vで動作するものであること。なお、アンテナや受信機への電源線については、児童などの歩行・通行を妨げないように、例えば、地下埋設配線とするなどの処理をすること。
14. 当該システムを利用するためには必要な電力の電気代を把握可能なように電力計を設置すること。
15. 当該システムを利用するためには必要な電力の電気代は、当該システムを提供する主体、若しくは、当該システムを利用する保護者が負担すること。
16. 利用する保護者への発信器の送付は、当該システムを提供する主体から行うことである。
17. 当該システムの設置に際し、当該システムを提供する主体の過失により、小学校の施設、設備に損害・損傷を与えた場合は、当該システムを提供する主体の負担により原状復帰を行うこと。

18. 当該システムは、本仕様に適合することを記した書面を川崎市教育委員会に提出し、承認を受けた後に施工すること。
19. 当該システムの施工作業は、原則として、児童の登下校以外の時間帯であり、かつ、川崎市教育委員会の執務時間内に行うこと。
20. 当該システムの施工後は、各部の点検、調整及び清掃を行い、正常に当該システムが動作することを確認すること。
21. 当該システムを施工後、川崎市教育委員会の検査を受けること。
22. 検査に要する費用は、当該システムを提供する主体が負担すること。
23. 検査における指摘事項は、川崎市教育委員会の指示する日までに修復又は部品の取り替えなどを行うこと。
24. 当該システムの保証期間は6年以上とすること。
25. 当該システムを提供する主体は、当該システムの導入・運用にあたり、知り得た一切の事項を契約の有効期間中はもとより契約期間満了後又は解除による契約終了後においても、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、あらかじめ書面により川崎市教育委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。
26. 当該システムを提供する主体は当該システムの導入・施工の業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部を第三者に委託する場合はあらかじめ書面により川崎市教育委員会の承認を得ること。この場合、当該システムを提供する主体はこの契約における当該システムを提供する主体の義務と同一の義務を当該第三者に課すとともに、当該第三者の行為及び結果について一切の責任を負うものとする。
27. 上記の仕様に明記していない事項であっても、当該システムの導入を行う上で当然必要と認められるものにあっては、当該システムを提供する主体の責任において履行すること。
28. 上記の仕様について疑義が生じた場合は、川崎市教育委員会の解釈によるものとし、都度、教育委員会の指示を受けるものとする。

以上について陳情するものである。

陳情者の住所・氏名・日中の連絡先 :

住所 川崎市麻生区 [REDACTED]

氏名 西 晴樹

日中の連絡先 090-[REDACTED]

